

千葉市文化ホールの管理に関する協定書に係る変更協定書

千葉市（以下「甲」という。）とちばアートウインド運営企業体（以下「乙」という。）との間で令和2年4月1日付けをもって締結し、令和2年11月24日付けで一部を変更した「千葉市文化ホールの管理に関する令和2年度協定書」の一部変更について、次のとおり協定を締結する。

1 変更事項

(1) 指定管理料（基本協定書第48条第1項に規定するZの金額を除く）

原協定	金114,198,186円
変更後	金122,488,965円
増額	金8,290,779円

(2) 1回当たりの委託料の支払額

原協定

令和2年4月～令和2年10月	金8,516,500円
令和2年11月	金20,516,686円
令和2年12月～令和3年3月	金8,516,500円

変更後

令和2年4月～令和2年10月	金8,516,500円
令和2年11月	金20,516,686円
令和2年12月～令和3年2月	金8,516,500円
令和3年3月	金16,807,279円

2 変更理由

新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条の規定により定められた指定感染症をいう。以下同じ。）の拡大防止のために甲が施設の利用を制限したことにより、「千葉市文化ホール等の管理に関する基本協定書」第48条第1項の規定により算出した指定管理料の算定式に大幅な変更が生じたと認められるため、管理業務（自主事業の実施に関する業務及びこれに付帯する業務を除く。）及び新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じるための費用の額について、指定管理料を変更する。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和3年3月31日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷俊



乙 ちばアートウインド運営企業体

構成員（代表企業）

東京都新宿区西新宿3丁目2番26号
Fun Space株式会社
代表取締役 鈴木茂



構成員

東京都中央区新富2丁目8番1号
株式会社パシフィックアートセンター
代表取締役 村山研



構成員

千葉市花見川区幕張本郷1丁目3番33号
株式会社千葉共立
代表取締役 武井幸也



構成員

東京都港区北青山3丁目5番12号
青山クリスタルビル4階
株式会社ハンズオン・エンタテインメント
代表取締役 菊地哲榮



構成員

東京都渋谷区代々木2丁目18番3号
オーチャー第1ビル
株式会社オーチャー
代表取締役 片野忠彦

